

## 熊本市国民保護協議会委員公募実施要領

制定	平成18年	4月18日	総務局長決裁
改正	平成22年	10月1日	危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月1日	危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月1日	危機管理防災総室長決裁

### (趣旨)

第1条 この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、熊本市国民保護計画策定に当たり広く市民の意見を反映させるため、熊本市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の委員の公募に関し、必要な事項を定めたものとする。

### (応募資格)

第2条 応募資格は次のとおりとする。ただし、本市の議員又は職員を除くものとする。

- (1) 市内に在住又は勤務する応募時において20歳以上の者
- (2) 委員として市国民保護計画の検討に参加できる者

### (公募数)

第3条 公募による協議会委員（以下「公募委員」という。）の数は2名以内とする。

### (募集方法)

第4条 公募委員の募集は、市政だより又は熊本市ホームページにより行う。

2 募集期間は、概ね2週間程度とする。

### (応募方法)

第5条 公募委員に応募する者は、国民保護計画について思うことを小論文（800字程度、様式自由）にして、総務局危機管理防災総室に提出するものとする。

- 2 小論文の提出は、持参、郵送又は電子メールで締め切り期日までに行うものとする。
- 3 応募された小論文の提出期限後における差し替え及び再提出は認めないものとする。
- 4 応募された小論文は返却しないものとする。

### (公募委員選考委員会の設置)

第6条 公募委員の選考に当たっては、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 総務局次長
- (2) 危機管理監
- (3) 危機管理防災総室長

3 選考委員会に委員長を置き、総務局次長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 選考委員会の庶務は、総務局危機管理防災総室において処理する。

### (公募委員の選考)

第7条 公募委員は、選考委員会において審査するものとする。

2 選考に当たっては、委員長の招集により、第一次選考（書類選考）及び第二次選考（面接選考）は前条第2項各号に定める者で審査を行う。

3 第一次選考では、応募者が提出した小論文により、第二次選考対象者となる4人以内のものを選考する。ただし、応募者が4人以内の場合は、応募者全員を第二次選考の対象とする。

4 第二次選考では、面接により2人以内の者を選考する。

5 選考に当たって、第1次選考及び第2次選考の総合得点が同数の場合は、委員長の判断により決定する。

6 選考委員は、別に定める基準によって公募委員を選考する。

### (選考結果の通知)

第8条 選考結果については、応募者本人に通知する。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要領は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。